

## 令和3年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月5日（金）午前10時00分開議

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第35

一般質問

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

#### ◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	会津靖朗君	企画課長	今井昌幸君
財政課長	堀嶋英俊君	ジオパーク推進課長	松村愉文君
危機対策室参事	山地茂樹君	保健福祉課長	古賀伸次君
保健福祉課参事	深澤万喜子君	住民生活課長	高橋静江君

税務課長	二瓶雄介君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	農政林務課参事	加藤政勝君
商工観光課長	小椋将秀君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	大辻祐一君
生田原総合支所産業課長	今泉郁夫君	丸瀬布総合支所長	伊藤雅彦君
丸瀬布総合支所産業課長	小山信芳君	白滝総合支所長	鴻上栄治君
白滝総合支所産業課長	大野数彦君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
社会教育課長	小野寺正彦君	図書館長	中島伸司君
監査委員会事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局主幹	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、一宮議員、11番佐藤議員を指名します。

---

◎日程第31 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第31 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、竹中議員。

○6番（竹中裕志君） ー登壇ー

通告書の順に従いまして、私からは新型コロナウイルスワクチン接種について質問いたします。

コロナ禍において、目に見えない感染症のリスクと向き合い、昼夜を問わず奮闘されている医療関係の従事者並びに介護・福祉などの業務に携わる皆様には、大変御負担をおかけしておりますことに心からの感謝と敬意を申し上げる次第であります。

さて、2月中旬には待望の新型コロナウイルスワクチンが国の承認を受け、まずは新型コロナウイルス感染症の安全性調査に参加する医療従事者への接種が始まりました。

今月には、新型コロナウイルス感染症診療に関わる医療従事者、保健所職員などへの接種を終えて、4月からは本格的に各市町村が担う業務としての65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などへと、一連の順序を経てワクチンの接種が進められていくとのことです。

また、本事業は来年までの長期にわたるものとなり、これに伴う接種対象者に配布する接種券や案内状等の送付作業など、多種多様な業務の対応も急がれるところであります。

そこで、私からは3点についてお伺いします。

1点目、新型コロナウイルス感染症にかかる業務の長期化と今回のワクチン接種事業開始に伴う業務が増す中、担当職員を強化するお考えはないのか。

2点目、接種場所には町内の6医療機関と集団接種会場にげんき21と丸瀬布公民館を予定と聞いておりますが、新たな会場増設の予定はあるのか。

また、高齢者や交通手段のない方など、来場が難しい方の対応は何か考えておられるの

か。

3点目、接種は住所所在地で受けるのが基本となっているが、近隣市町村と連携した共同接種などの考えはないのか。

以上、お聞きします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

竹中議員の、新型コロナウイルスワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

1点目の、担当職員を強化する考えはないかとの御質問であります。ワクチン接種に係る体制としましては、保健福祉課職員24名、うち保健師12名に加え、会計年度任用職員を新たに採用いたします。現在のところ、事務職員4名、看護師3名、保健師1名の採用を予定しており、ワクチン接種の対応を進めてまいります。

2点目の、接種場所についての御質問であります。町内の7か所の医療機関と、集団接種会場ではげんき21と丸瀬布中央公民館を予定しており、今後の状況を見ながら、必要に応じて設置してまいります。

また、来場が難しい方の対応については、白滝地域での接種会場がないため、会計年度任用職員を配置して、丸瀬布会場までの送迎を予定しており、さらに、町内高齢者施設に入居されている方については、その施設での接種を予定しております。

来週以降に実施する遠軽医師会や医療機関との連絡会議におきまして、実施の詳細や通院困難な方、訪問医療を受けている方などの対応につきましても、その方法等を検討していく予定になっております。

今後、国の状況により、大きく変わる可能性も考えられますことから、臨機応変に対応をしてまいります。

3点目の、近隣市町村と連携した共同接種などの考えはないかとの御質問であります。接種は住所所在地で受けるのが基本となっておりますが、居住市町村以外でも接種券の発行を受けて接種が可能となっております。近隣市町村と連携した共同接種の予定はありませんが、近隣の町村とは、接種方法や透析者等の対応などの情報交換はしております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） ただいま答弁をいただきましてありがとうございます。

基本的には、この業務の中身というのは、特別給付金を出したときの体制とやや同じような形ではないのですか。違いますか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 舟木副町長。

○副町長（舟木淳次君） 特別給付金については、企画課のほうで対応いたしまして、その際に3人の会計年度任用職員を配置しておりますが、今回についてはそれ以上の事務量があるだろうということで、先ほど申し上げたとおり、各課、保健福祉課全体合わせて、

現在のところ事務職員、看護師、保健師、合わせて8名を採用を予定しているというところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 失礼しました。人数は先ほど町長から説明を受けて、随分いらっしゃるので安心したのですけれども、形としては、それではげんき21の中で一集団みたいな形で業務されるというような形になるのですか。業務自体というか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えいたします。

通常、介護認定審査会、障がい程度区分審査会などで使用している会議室を占用いたしまして、そちらでワクチン接種等の電話受付、事務を行うことになっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 分かりました。

それで、多分、初歩的な段階として、これから案内状だとか、接種券や何かの準備をされていくと思うのですけれども、この辺は早々に4月から65歳以上の高齢者の接種が予定では始まりますので、早々にこの発送事業や何かは進めてくれるような状況にあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 4月早々にということは、まず今の段階ではできないということでお答えしたいと思います。ワクチンの供給が今のところ見通しが立ってございません。国の先日通達がありましたけれども、4月23日をめどに、高齢者に対する接種券を送付する、御案内するというところで受けております。これもワクチンの供給によってはまた5月以降になる場合もありますので、そちらは国の情勢等を鑑みながら送付等に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 今朝の新聞を見ますと、そういう状況になっていましたので、ちょっと私も心配なので、今、御質問させていただいたのですけれども、直接は今のこととあまり関係ないかもしれないですけれども、多分、私もそうなのですから、初めてのワクチンですので、いろいろな部分で、高齢者の方もそうでしょうし、一般の方も非常に心配されているかと思うのですよね。それで、その相談だとか、何か問い合わせしたいというときはげんき21の窓口で取り扱っていただいて構わないのですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 御相談につきましては、現在も電話等、受付、来ているところでございます。保健福祉課のほうで対応してございます。

また、ワクチンの供給等、固まりまして、日程等が決定しましたら、今度は臨時電話を御案内いたしまして、そこで専門的に受けることになろうかと思えます。町で受ける相談内容と、また、国、都道府県、北海道で受ける相談内容とが役割分担されておりまして、町のほうは接種に係る日程ですとか受付方法、接種場所についての御相談ということで承っております。北海道、厚生労働省のコールセンター等については、副反応の御相談ですとか、接種に係るもっと高度な病的なものですとか、コロナに対する効果ですとか、そういうことの御相談を承っておりますので、電話等については分けて考えていただければいいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） ただいまの質問、最後にいたしますけれども、先ほど言いましたように、大変ワクチンの供給が厳しい状況になってきており、当初、遠軽町で考えていた接種の予定も遅延などが想定されると思えます。そんな中で、4月からは新学期だとか春の健診だとか、大変忙しい業務に追われることだと思えますので、その辺の状況をしっかりと見極めながら、接種希望者の取りこぼしのないような形で対応していただきたいと思えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 町としては、ワクチンが必要量来ましたら、それは今、対応できるような体制に今しております。あくまでもやっぱりワクチンの供給待ちという段階であります。

それと、最初に御答弁申し上げましたけれども、どのような状況になるのか分かりませんので、それはそのときに臨機応変に対応していくしかないのだろうというふうに思えますし、その組織体制につきましても、保健福祉課を中心に、状況を見ながら、部まで拡大する、または遠軽町全体で職員を融通して対応するというのも、これも当然、組織としてはあることでありますし、新型コロナウイルス感染症対策本部というのを我々も去年の2月か、立ち上げたのは、4月だったかな、コロナの感染がちょっと出たときから立ち上げて、三十数回本部会議もやっております。そういった中で検討をしてみたいというふうに思っております。

また、新たな、例えば何だか別組織を立ち上げてやるということも、今、本部の中で、最高、一番上でやっていますし、職員もただ職員を兼務だけで新たな組織をつくるのではなくて、実質、先ほど来申しておりますけれども、8名増やして、そういう体制でやっていきたいというふうに思っています。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） それでは、2番目のところの再質問をさせていただきたいのですが、先ほど町長のほうから、町内の7医療機関、私、最初に聞いていたのは6医療機関と聞いていたのですけれども、7医療機関と言われましたので、これ、病院、医療施

設の名前を聞いても問題ないですか。教えていただきたいのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 当初は、2月臨時議会で報告しました受け入れ病院につきましては、遠軽厚生病院、遠軽共立病院、みずしまクリニック、瀧本皮膚科クリニック、はやかわクリニック、まるせつ厚生クリニック、生田原診療所の6か所で行っていました。その臨時議会の後、1医療機関と交渉し、ワクチン接種を受け入れることでも承いただきましたのが丸瀬布ひらやま医院でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） ちょっと共立さんとか丸瀬布も入れたら増えるのでないですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） すみません、訂正させていただきます。

共立病院につきましては個別接種というのは御協力ということではなくて、集団接種の御協力ということでございまして、訂正させていただきます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 古賀課長、もう一度、個人の医療機関というか、医療機関についてだけもう一度再確認させてもらいたいのですけれども。厚生病院、みずしま、はやかわ、ひらやま、瀧本、丸瀬布、生田原診療所ということですか。それで7か所ですよ。ということよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 申し訳ありません。もう一度申し上げます。

7か所の医療機関につきましては、遠軽厚生病院、みずしまクリニック、瀧本皮膚科クリニック、はやかわクリニック、生田原診療所、まるせつ厚生クリニック、丸瀬布ひらやま医院でございます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 分かりました。

先ほどちょっと生田原の診療所が出てきましたので、生田原の方は生田原の診療所で受けられるのかなと思うのですけれども、安国だとか白滝に関しては、白滝はさつき町長から話があったように、行って、どこかの会場で接種するという形になるのですかね。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 白滝診療所につきましては、答弁にもございましたとおり、会計年度任用職員を配置して、丸瀬布会場までの送迎ということで予定してございます。

安国につきましては、安国の診療所がございまして、生田原診療所から医師ないしは看護師等を派遣しての接種になろうかと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） それでは、大体ほぼ診療所関係のお医者さんがいて接種という形、どこの会場も大体そういう形をとられるということの認識でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） あと、先ほど町長からの答弁もありましたので、介護だとか養護施設だとかについては、できるだけ集団接種、その施設で、出向いてほしいというような答弁に私のほうは聞き取りましたのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 高齢者が入居する特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどは、施設のほうに医師及び看護師が赴いての接種となります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） あと、一つ気掛かりなのは、白滝の方は先ほど会計年度任用職員の方が迎えに行き接種できるというような形なのですが、そのほかの地域、例えば遠軽地域も、遠軽は広域なので、結構高齢者の方で車の運転もできない、接種したいのだけれども会場に行けないというような方もいますので、特別そういう方たちに助成だとか補助をするような考えは今のところないですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 今のところ交通手段に対する助成というのは考えておりません。医療機関で個別接種をするというのも、ふだんからかかりつけ医にかかっている方がかかりつけ医で接種ができるというメリットを考慮に入れたものでございます。また、かかりつけ医がいない方につきましても、げんき21などの集団接種会場を設けて対応したいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 分かりました。できるだけ住民の方に御負担のかからないような対応の仕方をしていただきたいと思います。

次に、3番目なのですが、共同接種も町長のお話では考えの中にあるという話を先ほどされていましたが、実は昨日、私もちょっとあるものを読んでいて、気がついたというか、ちょっと私も認識不足だったので、今回のワクチン、初めてのワクチンですので、ワクチンの接種に当たって、健康被害や何かが起きた場合には、国が救済制度を設けているということも明記されておりましたので、例えば皆さんに接種の案内だとか、接種券をお配りする際には、それも同時に周知されるような形になるのでは



うか。

質問が悪かったですかね。今回のワクチン接種を受けるに当たって、何か後遺症が出たりとか、そのときには国が補償というか、救済しますよというようなことなのですが。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） まず1点目の共同接種につきましては、近隣市町村と連携した共同接種の予定はございませんので、御了承いただきたいと思っております。近隣の町村とは接種方法や透析者の対応などで情報交換をしていくということでございますので、共同接種の予定はございません。

2点目の、副反応などの相談先等につきましては、接種を受けた後に説明書等を配布することで考えております。

また、案内状でもコールセンター等の相談先をお知らせすることで考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 私、ちょっと勘違いしていたのかもしれないですけども、先ほど、例えば遠軽町に住所があって、例えば上湧別の施設に入っている方だとか、いらっしゃいますよね。そういうところの方はその場所のできるというような、私、解釈だったのでんですけども、そういう部分で共同接種をしていただけるという理解だったのでんですけども、それは違うのですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） こちらで考えております共同接種という意味ではございませんので、あくまでも住所所在地で受けるのが基本とはなっておりますけれども、居住市町村以外でも受ける場合、先ほど議員おっしゃったように、住所が遠軽で、上湧別等で受ける、施設に入所している等の理由等がある場合には、接種券の発行を受けて、接種が可能となっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 分かりました。その質問を私、したかったのですけれども、養護施設、介護施設ばかりでなくて、大学生だとか専門学生で地方に行かれている方がいると思うのですけれども、そういう方がどこで接種ができるかの確認が十分できるような、そういう対応をしていただきたいと思いますと思っているわけです。

それともう一つ、遠軽高校生、大体高校生も16歳以上ですよ。私も小さい頃、学校で集団接種をやった経験がありますので、多分、学校だと割合比較的保健室があって、そういう接種が受けやすいような状況だし、密にもならない空間もありますので、遠軽高校生についても、そういう集団接種の対象で考えることはできるのですかね。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（深澤万喜子君） 学校での接種ですけれども、今までの経過として

も、中学校、それから高校、はしか、風疹の予防接種も過去ありまして、こちらから集団接種ということで持ち掛けたときには、学校では接種できないというふうなことでお断りをされまして、公民館等で集団接種したというような経緯がありますので、今後、学校でできるかどうかというあたりは、かなり組合関係とかいろいろ難しい面があるかと思えますので、この場でできますとも何ともお答えができないかなと思います。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） すみません、大変しつこくなって申し訳ないですけども、できれば、今、非常に貴重なワクチンでありまして、遠軽町で接種を始めたときに、できれば無駄にならないような体制で接種事業を進めていただきたいと思いますけれども、その辺、お考えはどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 無駄にならないような接種体制ということで、各医療機関の個別接種につきましても、1日当たりの枠を決めて、予約を受け付けて接種をするような体制で考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 竹中議員。

○6番（竹中裕志君） 最後の質問にさせてもらいますけれども、コロナ感染症の特効薬がいまだ、まだない中での今回のワクチン接種になります。感染だとか発症、重症化の3大予防に大きな効果をもたらすのは間違いないことでありまして、多くの方が接種されることがより集団免疫にもつながって、コロナ終息の希望の光といいますか、になると考えております。大いに期待しているところであります。

昨日、町長の施政方針の中でも触れられておりましたけれども、3密だとか、今後もマスクの着用だとか手洗いなどの励行をしていただく、それから、予防啓発活動もしっかりと取り組んでいただいて、本事業を確実に進めていただきたいと思いますところですが、改めて町長の決意を伺って、最後の質問といたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私ども、昨年から本当にこの新型コロナウイルス感染症で、遠軽町も相当なマンパワーなり財源なりも使った中でやってまいりました。本当に特に厚生病院を中心とする医療機関、そして福祉施設の方々は、今でも大変な御苦勞をされております。まだまだこの新型コロナウイルス感染症については、誰も本当にこれが100%こうなればなくなるのだとか、多分、ゼロにはならないというのは皆さん分かっているのだろうと思えますし、今のワクチンにしても、予防効果があるかどうかはまだいろいろな話があって、確定されていないのだろうと思えます。重症化はしないというのは出ているのでしょけれども、そういった中で、やっぱり我々はまだまだこれからこの新型コロナウイルス感染症とつき合っていかなければいけないと思うのですね。それには、やはり患者数を減らしたりしなければいけないということがあります。

特に我々、去年から感染症対策本部を立ち上げたときから、最初に私が、一番大事なことはこれだと言ってずっとやってきたのは、やっぱり医療崩壊を招かないことなので、遠軽厚生病院を中心として。これは一つの町だけでやっても意味がありません。北見なりとも共同してやってまいりました。コロナだけではなくて、いろいろ脳疾患の問題等も全部絡んできますので、そういった中でずっと闘ってまいりました。だけど、やはりコロナ感染症を減らすだけ、どこまで減らすのがベストなのか分からないですけれども、これだけずっと厳しくやっても、また経済の問題もあります。そこをやっぱり、これも答えがないのでしょうかけれども、バランスを見ながらやっていくしか今のところ方法はないのだろうというふうに思います。

でありますから、いろいろ町中の経済対策もやっていますし、いろいろな集客があるような、人が集まるようなイベントだとか大会等についても、これについても、我々個人の感覚でやるとかやらないとかと言っているのではなくて、やはり一定の基準の中でやっておりますし、ここでもやはり医療崩壊を招かないということで、病院のほうにこういうイベントについて今のところどうですかとか、そういう御相談もしながらやっております。コロナ感染症対策、患者を減らすと、やはり経済対策、ここをやはりこれからもしっかりとうまくバランスをとりながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（竹中裕志君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、竹中議員の質問を終わります。

通告2番、11番、佐藤議員。

○11番（佐藤昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから、町における男女平等施策の推進と男女共同参画を推進するための政策についてお伺いをいたします。

本年2月の元オリンピック、パラリンピック組織委員会会長の発言は、国内外から多くの批判が寄せられ、ジェンダー平等に対する認識について改めて考えさせられることとなりました。

日本では、平成11年6月に「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会を実現するための5本の柱が示されています。

基本法第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」こととなっています。

町としても、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」などの取組を通じて一定の努力がされているものと考えます。

ジェンダー平等という意識が高まりつつある今日的情況を踏まえ、また、東京オリンピック、パラリンピックのホストタウンとしても、さらなる政策の展開を内外に示すこと

は意義があると考えます。

次の3点について、町長の見解を伺います。

一つとして、基本法第14条では、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」こととされていることもあり、今後、条例の制定や、参画基本計画を策定する努力をすべきと考えますが、見解を伺います。

二つ目として、遠軽町における女性職員の活躍、「の推進」を入れてください。活躍の推進に関する特定事業主行動計画で公表されている管理職等の割合は、課長等で7.7%となっています。管理職登用に当たっては、一定のキャリアが必要となることは理解しつつも、今後に向けて、管理職に登用できる職場の環境づくりと人材育成を進めながら、段階的に増やしていく努力をすべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、町が所管をする各種審議会、町が委嘱する各種委員会等において、可能な限り男女それぞれの比率を40%以上に設定をするなど、多様な意見を取り入れる努力をすべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤議員の、町における男女平等施策の推進と男女共同参画を推進するための政策についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、条例の制定や参画基本計画を策定すべきとの御質問であります。国は男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会を実現するための5本の柱を基本理念として掲げており、地方公共団体は、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むことや、地域の特性を生かした施策の展開を目標にしているところであります。

本町は、令和2年度から令和6年度を策定期間とする第2次総合計画後期基本計画において、各種委員への女性の積極的な登用等を行い、まちづくりに参画しやすい環境づくりの推進に取り組み、誰もが働きやすい仕事と、仕事以外の生活の調和の中から、性別や年齢に関係なく、幅広い町民と共同するまちづくりを進めていることから、現在のところ条例の制定や参画基本計画を策定する考えはございません。

2点目の、今後に向けて管理職に登用できる職場の環境づくりと人材育成を進めながら、段階的に増やしていく努力をすべきと考えるが、見解をとの御質問であります。女性の管理職を増やし、多様性のある組織をつくることは、女性の視点によるきめ細やかな政策の実現や、行政サービスの質の向上のため、重要であると考えております。

人材育成は、「遠軽町人材育成基本方針」に基づき、役割を遂行できる人材を育成するため、職員を育てる職場環境、職員の能力を伸ばす職員研修、職員の経験や能力を生かす人事管理を連携させ、遠軽町役場が最大限の効果を発揮するよう、職員の性別に関わらず、取り組んできたところであります。

また、本年4月1日の採用予定者は11人であり、そのうち女性は7人で、6割を

超えております。町の将来を担う優秀な人材を性別にかかわらず確保することに努めているところであります。

女性職員の管理職登用は、このような人材育成や確保の取組を引き続き実施することで、また、「遠軽町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画」を踏まえ、意欲と能力のある女性職員を適切に管理職へ登用していきたいと考えております。

3点目の、各種審議会等における男女それぞれの比率を40%以上に設定してはどうかとの御質問であります。この男女共同参画社会を実現するためには、人権の尊重、相互協力のもとに、社会のパートナーとしてあらゆる分野に参画できる機会を確保することが大変重要なことであると考えております。各種審議会等に応じ、柔軟性を持って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは、まず1番目の関係からちょっと質問したいと思えますけれども、答弁としては、これ以降というか、つくる考えはありませんと。質問としては、努力をすべきであるというふうにも言っておりますけれども、努力目標としても立てないという、そういう非常に冷たい答弁だったというふうに理解をするのですが、それで、町長のほうから第2次総合計画の中でというような話も答弁の中でありました。それで、一応私も第2次総合計画をずっと見てみたのですけれども、男女共同参画とか男女平等とか、そういったことというのは文字面としては全然触れられていないのですね。わずかに基本方針6の中で、町民と町が気軽に対話できるまちづくり、基本目標1、町民とつくるパートナーシップのまちづくりの中で、ふれあいあふれるまちへというところの項目の施策のところ、男女がともにまちづくりに参画しやすい環境づくり（各種委員への女性の積極的な登用等）というふうにあるのですけれども、これしか、私、ちょっと見つけられなかったのですけれども、町長の答弁では何かそういうふうなことを言っていましたけれども、ここら辺、ちょっとどうなのかな。もし私の言っていることが事実とすれば、もう少しこの第2次総合計画の中で、男女共同参画というようなところを意識をして、そしてもう少し文言面を明らかにするべきだったのではないかなと。そのとき、つくったときにそういう意識があったのかなというふうに考えるのですが、そこら辺、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

総合計画の部分で、男女共同参画社会基本法に関連する文言が入っていないのではないかとことですが、先ほど町長の答弁にもございました、五つの柱ということで、基本理念につきましては、十分、町でつくっております総合計画の部分で反映させているということで、つくっております。後期の部分で、関連するSDGs17の部分で、ジェンダー平等ということを実現しようということの関連している部分を盛り込んでおります。

そういった部分で、男女平等参画の基本法の理念については十分後期の基本計画のほうに反映させるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今、部長のほうでありました、後期のほうで生かしていくということですので、ぜひ男女共同参画なり男女平等なり、そういったものをぜひ入れていただくように改めて要請をしておきたいと、こんなふうに思いますけれども、私の質問の1番目からいくと、結局、受け入れられなかったということなのですからけれども、これ、参画基本法、本当に面倒くさいと言ったらいいのですかね、手間暇かかります。平成11年6月に作成をされ、基本法ができて、そしてその数年後には、市を中心にして基本計画、条例などが制定をされて、オホーツク管内では3市と美幌ぐらしか参画の基本計画はつくられていないということになっているのですよね。

それで、この参画基本計画、ちょっとほかのところを参考までに見てみますと、単に一番強調されているのは男女平等、格差の問題とか、そういう意識、こういった意識が非常に重んじられた形の中でつくられているのですけれども、例えば家庭や学校教育や社会教育、いろいろな分野に、そういったものを集約をする形の中で基本計画というのが定められて、それに基づいていろいろな事業なども進められてきているということで、そんなことのでつくられています。取り組むほうは本当に大変なことだと思うのですけれども、改めてもう1回聞きたいのですけれども、そこら辺のつくる考えというのはないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私、面倒くさいからつくらないとかではなくて、これは皆さんいろいろ考えがあると思うのですよ。私は、自分で政策をもとに行政を推進していくに当たって、私の考えは、世の中、できれば法律だとかそういうなるべく規則がない世の中が一番いい世の中だと思っています。やっぱり条例の上の法令などというのは、人の私権を制限したり、刑法などでは命まで関与してくるわけですよ、法律というのは。これもやはりそういうものがなくて世の中がみんな幸せに暮らせれば、僕は一番いい世の中だと思っています。この件に関しても、うちは今、2番目の質問以下で私も答弁しましたけれども、もうずっと男女、例えばうちの職場でいっても、それを一切考えてやったことはありません。だから職員採用でもそうだし、管理職などでも、私が町長になってからも、すぐ本所の管理職、課長をやっていただいたり、今もおりますけれども、その前までは多分ほとんどいなかったと記憶しておりますが、そういうようにやっておりますし、それから、道の駅を造るときもそうですよね。これも私、最初の公約のときに、町の人にいろいろ入ってもらって考えるよということで、時間がかかりましたけれども、それにもたくさんの女性の方が委員に、部会に入ってやっていただいております。確かにそういう理念関係の条例をつくるのも悪くはないと思いますけれども、やっぱり実際にやっていなくて、それがな

いどうしてもできないなら私もつくりませんが、先ほど申したように、私のスタンスとしては、そういうのがなくても、現実、ちゃんとうまくやっているのであれば、それに越したことはないのかなというのが一つ大きな流れでありまして、決して男女共同参画に反対してつukらないとか、計画をつくるのが大変だからというわけではないということで、根っこの部分で、やっぱり男女共同参画というのは、佐藤議員と同じ考えだということで御理解いただければうれしいなと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは、2番目の関係に移りますけれども、答弁の中でいろいろとこれからも努力をしていくと、大卒では引き続き努力していきますと、今までも進めていますと、こういう答弁でしたから、それを受けておきたいと思っておりますけれども、ちょっと事務的な質問と言ったらおかしいのですけれども、公表されている女性活躍の特定事業推進計画、ここに出ている表の中で、令和2年度における遠軽町の管理職パーセンテージが7.7%ということで、これは令和2年度の公表されている一覧表をちょっと見ているのですけれども、令和2年度で課長等で7.7%、主幹等で14.8%、係長で33.9%となっているのですけれども、書いてある数字のところの一番下のところに、米印で、目標値、監督職員に占める女性職員の割合20%以上というふうになっているのですけれども、このパーセンテージというのは、例えば課長等は、例えば課長職が30人いるとすれば、そのうちの女性の比率が7.7%という理解でいいのですか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の目標値としまして、監督職に占める女性職員の割合は20%以上と定めているところでございます。ここでいう監督職というものは、部長、課長、主幹、係長、ここまですを含めて監督職というふうに括る形になります。令和2年度では、この部分、監督職に当たる職員が31人おりまして、率にしますと23.1%になっているということになっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の質問に関連して、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、米印の目標値、監督職に占める女性職員の割合20%以上というのは、これはどこで決めているのですか。町の方針ですか、これ。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 監督職に占める女性職員の割合20%以上につきましては、この特定事業主行動計画の中で、遠軽町として定めた目標値でございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） そうすると、これは町の独自で女性職員の割合20%以上をもっと引き上げるということは可能だということですかね。だとすれば、具体的にもう少しこの辺のところの数値というのは、段階的にでも引き上げていくような、そういう目標を持ちながら、先ほどの議論の続きになりますけれども、そういう目的意識を持って段階的に、何%がいいか、それは50%がいいに決まっているのですけれども、もう少しパーセンテージをぐっと上げていくというような、そういう努力というのはしていくべきではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 目標ですよ。やっぱりそれに向かっていければ一番いいことになると思いますが、これは単純に今、ではすぐぽんと20%に上げられるかといったら、そうそう簡単にいきません。日々の業務をこなしながらやっていくわけで、そういった意味で、今、役場の職員全体での女性の比率というのは非常に少ないのです。結婚されて退職される方もおりますし、それは男性よりも圧倒的にやはり多いわけです。その中で、ですからやはり全体の管理職以外の職員の中で、女性の比率もやっぱり増えないと、誰でもかかれでも機械的に、あなた管理職ねというわけにもいきません。そう簡単には、目標に向かっては頑張りたいと思いますが、では具体的にすぐどうやれるのだというのは、これは現実問題、難しいと思います。職員採用、来年6割、女性ですけれども、これだってその年、その年の、どういう子が合格するか分からないわけですよ。そういうことも踏まえた中で、やはり少しでも目標に近づけていくということになるのが現実だと思います。大きな組織、国の組織だとか、そういうところは確かに数もいるからできるのかもしれませんが、やはりそれも、組織の規模によっても、やはり皆さんいろいろな、私の言ったようなことで御苦労されているのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは、3番目の質問に移りますけれども、今現在、各種審議会や各種委員会で、例えば、具体的に言うと女性の割合が、例えば20%以上とか30%以上とか、そういうふうに現実になっている審議会とか委員会というのはどれぐらい今あるのですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 委員会についてのお尋ねであります。毎年4月1日を基準として報告している調査ものがありまして、その中で数字を報告させていただきたいというふうに思いますが、地方自治法における37の審議会、6つの委員会で、総体で217名いらっしゃるのですが、その中の43人が女性でありまして、率にすると大体ほぼ約20%となっております。また、国の機関が委嘱する委員として3つの委員会がございます。この中では、総体の87人中、52人、率にしますと約60%が女性というふうになっておりまして、中でも民生委員、児童委員に占める女性の委員さんにつきまして



は、65%を超えておりました、それぞれの委員会等において適切に任命がされているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは、特に審議会や何かは、委員を選ぶ場合に、大体、団体に委員の要請をして、そして当て職というのですか、そういうことが多いので、なかなか今までのそういうような人選の仕方をしてしていると、なかなか女性の割合というのは増えていかないという、そういう現実はあると思います。ただ、女性の委員の比率を意識をして引き上げていくようなことで考えるとすれば、これはやっぱり相手方の理解も得なければいけません。要請といたしますか、お願いできるようなところは、出せるようなところは女性を出してもらえないでしょうかと、こんなような働きかけなどもやっていくのも手かなと思うのですが、その辺、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 各いろいろな委員会の女性の構成については、先ほどうちの担当が話したとおりで、結構いらっしゃるのですよね。ただ、またいろいろな、例えば町の何々委員会とかとなると、佐藤議員おっしゃったように、当て職で、大体会長さんが出てこられるわけです。これはこれで別に悪いシステムではないと思うし、当たり前だと思います、その団体の長の、トップの方が来られるのは。やっぱりこれはお願いというのもちょっとおかしい話になるかもしれませんが、そのレベルでぐらいでしか、やっぱり町としても、あなたの団体、女性を会長にしないよとかということも、これはやっぱり大きなお世話の話ですし、できないので、やっぱり組織の中で皆さんが適材適所でトップの方を選んで来られれば、やはり町の中も各委員会も少し女性の率は上がるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○11番（佐藤 昇君） 時間ですので終わります。ちょうど休憩ですから

○議長（前田篤秀君） 以上で、11番、佐藤議員の質問を終わります。

11時10分まで、暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

通告3番、3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうからは、自治会活動における課題について質問させていただきます。

現在の自治会の実情を伺いますと、本来、自治会が果たす役割である扶助活動、社会福

祉活動、防犯活動、広報活動、環境美化活動、親睦活動などの地域社会を形成する活動と運営に支障を来しているのが実態であり、その要因は次のとおりと考えられます。

1、災害発生時における自治会の役割と町の危機管理との分担連携が明確化されていない。

2、自治会の福祉委員と町委嘱の健康づくり推進委員、国委嘱の民生・児童委員との分担連携が明確化されていない。

3、地域の連帯感や人間関係が希薄になり、自治会の活動に無関心な世帯が増加傾向にある。

4、高齢化社会により、自治会役員の成り手不足が深刻化している。

5、自治会の加入は任意であるため、短期転勤者、アパート住居者、単身者等の加入率が低い傾向にある。

6、地方部、農村部においては、少子高齢化と過疎化が進行しており、自治会活動が困難になっている。

これらの現状を踏まえて、次の点について質問します。

質問1、自治会と行政の分担役割を明確にした条例を制定すべきと考えますが、町の見解を伺います。

質問2、自治会活動の負担を軽減させるために、次の2点を改善すべきと考えます。

1点目、遠軽町生活安全灯設置促進助成事業実施要領を見直し、町が設置と維持管理（電気料金を含む）を行うべきと考えますが、町の見解を伺います。

2点目、広報えんがると議会だよりはホームページに掲載されていますので、冊子を必要とする希望者には郵送もしくはその他の手段で直接配布すべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

佐藤議員の、自治会活動における課題についての御質問にお答えいたします。

まず、質問1の自治会と行政の分担役割を明確にした条例を制定すべきと考えますが、町の見解を伺いたいとの御質問であります。自治会組織は、昭和32年に「区制に関する条例」が制定されて以来、町行政の連絡調整に当たるとともに、町の健全なる発展に寄与してきたところであります。

しかしながら、本来、自治会活動は、地域住民の民主的な運営によって行われるべきものでありますことから、自治会制度が定着したことにより、その目的を果たしたとして、昭和54年に条例は廃止されており、この時期には、管内の全市町村が条例廃止に向けて進んでいたと記録されています。

したがって、地域住民の民主的な運営によるところが本来の自治会組織のあるべき姿でありますことから、町として条例を制定する考えはございません。

次に、質問2の1点目、遠軽町生活安全灯設置について、町が設置と維持管理（電気料金を含む）を行うべきとの御質問であります。平成30年の決算特別委員会の中で、生活安全灯を所有する自治会が町の補助金を申請する際に、事務手続が大変だとの声があるという意見が出されました。検討した結果、それまでの補助金制度を助成事業に改め、平成31年4月1日から要綱を制定し、申請時の事務手続を軽減するとともに、設置までの期間短縮が図られております。自治会が経費負担を伴いながらも自主性に沿って設置してこられたことが、現在の遠軽地域の生活安定灯の成り立ちでありますので、住宅密集度の高い自治会であっても、そこに設置を希望すれば、間隔が短くとも自由に設置が可能であります。そういうふうには設置をしてきております。反対に、町が全て管理するとなれば、当然、地域全体の均衡が考慮されるべき問題となり、今後の設置や維持管理面においても、現在の設置箇所を含めて再考をするようなことにもなりかねないと考えますし、自治会が今日まで生活向上を目指して活動されてこられたことからすると、デメリットになりますので、従来どおりの対応を考えております。

2点目の、広報えんがると議会だよりはホームページに掲載されていますので、冊子を必要とする希望者には郵送もしくはその他の手段で直接配布すべきとの御質問であります。遠軽町における広報誌の配布、閲覧方法としましては、自治会から各世帯に配布していただく方法、そしてコンビニ、公共施設等に広報を配備する方法のほか、ホームページやスマホアプリ「マチイロ」まちいろというのがありますけれども、そこから閲覧することも可能であり、様々なニーズに応じて速やかに情報が得られるよう、広報を現在行っているところでは、

遠軽町では、自治会活動に広報配布手数料を含む補助金を自治会に支出しており、配布の際、各家庭の状況確認や高齢者の安否確認といった自治会会員間のつながりや共助という点において有効な自治会活動が促進されていると考えているところであります。当面は現在の方法により配布してまいりたいと考えておりますが、佐藤議員御質問にある、冊子を必要とする希望者がどの程度いるのか、住民の皆様に対するニーズ調査等の実施を今後検討し、広報誌発行に係る経費節減等にもつなげられるよう、配布方法について検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 今、町長の答弁によりますと、まず1点目の、条例等については、昭和54年に廃止されたとなっておりますが、何点かホームページ等を見ますと、市町村でも現在策定している市町村がありますが、その辺の見解の違いについてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 確認でありますけれども、今策定されている条例というのは、自治会の加入を促進させるための条例ということでよろしかったでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 促進の条例と、具体的な条例を制定している町村を伺いました。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） こちらのほうで把握しているものとしましては、自治会の加入促進のための条例というところで把握しているところが何点かございます。その中で、札幌市が2年ほど前に加入促進条例、仮称であります、そういったものを打ち出しではおりましたが、一部の自治会からの反対がありまして、実は今のところ、その条例案も頓挫をしているということが新聞の記事の報道として出されておりました。加えまして、政令指定都市のさいたま市、横浜市、川崎市、京都府の政令都市なのですが、こちらでも同様の条例というのを制定しておりますが、条例制定後の自治会加入率はいずれも横ばい、もしくは加入世帯につきましては微増傾向にはあるのですが、総世帯数の伸びは上回っていないので、実際の加入率としては下向気味にあるということ把握はしております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 条例については、札幌、横浜、京都市も私も見ましたが、それはそれとしておいて、条例が必要かどうかは別にしても、現在、自治会活動においては、自治会活動のいろいろな活動がありますけれども、特に明確化していかなければだめなのは、災害活動とか、高齢者福祉活動、特に災害が起きた場合には、安全確保、近隣救助、避難誘導というのは、これらについては自治会や住民の初期活動が大事になると思います。その後は今度、町との連携が必要となるかと思えます。ですから、それらについては、条例は別としても、防災訓練や災害時の対応について、正しい知識や啓発、または防災訓練、避難訓練等、条例は別としても、マニュアル化と、規律、条文をきちんと明確にすべきではないかと思えますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 佐藤議員の御質問に対してお答えします。

防災に関する自治会との役割分担といったところの条例等は制定はされておられません、遠軽町の地域防災計画、こちらの中で、住民及び事業者の基本的責務といったところをうたっております。この中で明確に何をやりなさいというようなことはうたっていませんけれども、住民の責務としまして、自らの身の安全は自ら守るという防災の基本に立ち、平常時から防災に関する知識の習得や食品、飲料水を初めとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など、自発的な防災活動への参加や、災害教訓の伝承に努めるものとする。また、災害時には、まず自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとするといったところをうたっております。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） そういう条文があるということは了解いたしました。ではそれをどのような形で住民に周知徹底して、そういう安全意識を持たせるのか、その辺についても、つくればいい、書いてあればいい、そういう形でなくて、どうやって具体的に住民に周知させていくのか、具体策、実行動について伺います。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） ただいまの質問にお答えします。

どのように周知をしているかという御質問であります。毎年自治会連合会のほうで会議を開きました場において、防災教育の場というものを設けていただきまして、そちらのほうで自助と共助、ここの部分をお願いしますといったような説明をして、防災教育を行っています。

また、町として配布をしております防災マップ、こちらのほうにも自助と共助の部分の重要性ということもうたって周知を図っているところであります。

また、冬の暴風雪などの災害が発生しそうな時期の前には、町の広報誌に、暴風雪に関する記事を掲載をして、住民に周知をするなど、機会を捉えて周知を図っているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 同じく社会福祉活動について、自治会は、先ほど町長もおっしゃったように、広報誌とか配布をしながら、住民、高齢者とかひとり暮らし、弱者、病弱な方、そういうものをチェックする必要があるかと思えます。そういうのも自治会の重要な役割とっておりますけれども、ただ、これらの見守りについて、町の各自治会の中に福祉委員がいらっちゃって、そして健康づくり推進委員も囑託されて、さらに国、道からの民生・児童委員という、こういう関係の役割分担が重複したり、また、班の方が回ると福祉委員の方が回ると、個人情報とかそういうものに対して非常に壁にぶち当たる場合がございます。その辺について、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 個人情報の関係につきましては、やはり先ほども議員が言われましたように、確かにそういった取り扱いについて大変なところがあるかと思えますが、それにつきましては、やはり近隣する地域に根差したそういったつながりの中で、やはりそういった貯蓄する情報として、やっぱり一つの財産だと思っております。

加えまして、先ほど防災の関係のちょっとお話も触れられておりましたが、実は北海道自治会連合会という、自治会の中の大きな組織がございますが、その中でも、毎年、防災とかそういった生活に関するいろいろな情報についてのマップを作成しております。それにつきましては、こちら、住民生活課を通じて各自治会にそういった冊子、毎年冊子のこういうものが出ていますよということをお知らせして、それぞれ取り寄せをして活用さ

れているというふうに確認しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 次に、質問2の1点目、遠軽町生活安全灯設置実施要領、これを見直して、町が、要は自治会からの希望をとって、安全灯を設置してほしい、そして維持管理をしてほしい、そういうふうに見直してほしいという趣旨なのですが、生活安全灯であっても交通安全灯であっても、全て町の財産かと思えます。ですから、当然、これは先ほど町長が地域的バランスが悪くなるのではないかとおっしゃいましたが、自治会の町の総合的な予算の中で、あなたの地区は何個の申請が可能ですよ、あなたの自治会については何個の要請ですよという、今、そういうものの要請をとって、町のほうでまたバランスをとって設置するのも一つの方法かと思えますが、それについてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 先ほど、生活安全灯の位置づけの話になりますが、こちらのほうで交通安全灯の、交通安全の事業の中で見ている自治会生活安全灯というものの事態につきましては、前もお話したかと思えますが、実際、国道だとか、そういったところでマイマイガが発生して、そういった交通災害が懸念されるところから発生した生活安全灯、LEDに改修するというところでの経緯がございます。

今言われました、自治会が所有するものにつきましては、基本的に町の財産ではなく、あくまでもこれは自治会の所有の財産ということになっておりますので、報告いたします。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） その辺については見解の違いかと思えますけれども、町の助成金で3分の2助成していますよね。ということは、公共施設の一部と私は考えるのですけれども、その辺は。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 自治会で立てられたものにつきましては、あくまでも自治会が立てられているものということですので、町が立てているものではございません。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ですから、これに対して、こういうものを改善したらどうかと。そうすると改善する気持ちはないという御返答でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 先ほど町長からも答弁をしていますとおり、あくまでも自治会組織の生活向上のために自主的に設置されているのが、今、自治会が所有する生活安全灯としての位置づけということですので、今までどおりの対応ということで考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず最初に、質問1にちょっと戻らせていただきますが、先ほど条例をつくっているところがありますよと言ったけれども、私、答弁では、管内の話を行ったのです。管内は50年に全部廃止をしたという記録がありますよということでありますので、そこら辺、御理解をちゃんと願いたいというふうに思います。

それから、今、生活安全灯ですけれども、私の答弁の中でも、改善にならないのではないですかという意味の御答弁を最初申し上げたわけです。例えば50メートル間隔のところは100メートルとか、延びる可能性が非常に高いですよという意味で申し上げたのでありまして、ちょっと佐藤議員の、私は今のほうがいいのではないのかなという意味で先ほど答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 私の趣旨としては、自治会の皆さんからお聞きしますと、自治会の、設置を要請して設置するのですけれども、電気料とかそういうものに対しても北電から明細をもらって、また申請書をもらって、手続きしながらやるのでしたら、直接町で、設置は別にしても、電気料については町で直接払ったほうがよろしいのではないかという自治会からの話も伺っております。

○議長（前田篤秀君） 平間民生部長。

○民生部長（平間敏春君） 先ほど町長のほうの答弁がありましたように、生活安全灯の維持管理には大変御苦労されているのかなというふうに思います。町としても、自治会活動、生活安全灯ばかりではありませんが、自治会活動につきましては、いろいろな面におきまして、自治会連合会ですとか、各自治会とも協議を重ねながら行っております。

生活安全灯につきましては、実は自治会連合会、それから自治会のほうから、やり方を変えてほしいというような要望というのは町のほうには来てございません。したがって、生活安全灯については、以前に、昨年、申請の仕方も補助から助成制度に変更してございます。それにつきましては、事務処理が簡素化になったということで、各自治会のほうから感謝の声も寄せられておりますので、繰り返しになりますけれども、今のやり方につきましては、変更するという考えはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 次に、ちょっと私、聞いた話によりますと、ちょっと真偽がどうかお聞きしたいのですけれども、合併前の旧3町村については、住民の負担なしに生活安全灯が設置して、現在でも町の事業として行われているという話を伺ったのですが、ちょっと私の誤解かどうか、真偽をお伺いいたします。要は旧3町がまだ町の事業費で生活安全灯を設置しているという話を伺ったものですから、その真偽をお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 旧3町につきましては、従来から、生活安全灯というか、今整備している事業というのは、あくまでも国道沿いについてのみというところが主なところでございます。したがって、今の遠軽で、今ここでお話されている自治会というところの生活安全灯としての中身としては、ちょっと相違があるかなというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 最後というか、2点目の広報えんがる、議会だより等は、町長も今後、現在の方法を、必要な調査、リサーチを行って、改善する方向に持っていきたいと。そして、冊子を必要とする人に対しては直接何らかの方法でやるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 広報については、やっぱり一番いいのは、ICT、そういうものが遠軽町民が幅広い世代で利用できるようになれば、1冊1冊、これもまた補助金をもらっているとはいえ、自治会の皆さんのお手数も煩わせなくて済むようになるのだろうということを踏まえて御答弁させていただきました。やっぱりそうやってほしいと私は思いますけれども、まだしばらく時間はかかるのかなというふうに思います。でも、とはいえ、どれぐらいの方がそういったものでいいよと言ってくれたり、紙がいいのかどうかというのは、やっぱりそれをちょっと調査してみたいなと思って、答弁をさせていただいたところであります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） ちょっと先ほどの発言を補足させていただきたいのですが、実は3地域におきましては、自治会とかで所有するものというのは一切なく、全て町のほうが保有する、町のほうのものでございます。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） そうすると、今までの考え方と矛盾するのではないですか。町の所有物ではないという、生活安全灯、遠軽町におけるものについては。その辺はどうなのですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 3地域、生田原、丸瀬布、白滝地域における旧町時代からの生活安全灯につきましては、全て自治会が管理するものではありません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ということは、所有は誰のものになっているのですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 全て旧町の所有のものでございます。



○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） そうすると、遠軽の安全灯設置実施要領、これに矛盾するかと思  
いますけれども。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 生活安全灯そのものと名称が重複しているので、どうし  
てもそういった意味合いにとられてしまうと思うのですが、遠軽町で今推進している改修  
につきましても、あくまでも生活安全灯というところでは、結局、国道沿い、そういった  
メインとなる通りというところに絞られてやっております。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 生活安全灯であろうが交通安全灯であろうが、名称はどうでもい  
いのです。要は電気、照明灯自体が、旧3町は町の管理で全部やっていますよ、遠軽町は  
自治会やそういう小さいものは自治会でやりなさいという、これは矛盾いたしませんか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 遠軽地域におきましても、メインとなる国道沿いとかに  
つきましては、今現在、予算の中でも措置しておりますが、生活安全灯として順次、今、  
進捗としてLED化を進めているところであります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

---

午前11時45分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 防犯灯については、一応今後、そういう方向だということでは了解  
いたしました。

最後になりますけれども、これから自治会における活動、あるべき姿について、町はど  
ういう方向に持っていきたいのか、その方向性について町長の考え方を伺いたいと思いま  
す。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 自治会活動につきましては、先ほどから御答弁させてもらって  
おりますけれども、自主的にやらなければいけないことだというふうに思います。先ほど  
来、防災の話とかいろいろ出ていましたけれども、そういったものも、やはりあくまでも  
自治会さんと町が共同してできるものはやるということでもあります。それはやはり条例等  
でいろいろなものが入り組んでいますから、自治会さんも一つ一つ違いますし、そういう  
ものをやはり今までどおりの中で、あまりがっちりしたもので、もともとは自治会だか  
ら、規制するというのはおかしいと思っていますし、百歩譲って、そういう条例なりを含  
めて自治会との関係をつくるとしても、やっぱりそういった条例とかでやるよりも、今現

在のほうでいろいろ防災訓練、こうやるのだけれども、どうですかと、自治会の方もいろいろ協力していただけますとか、そういうようなやり方がいいのではないのかなと私は思っております。

以上です。

○3番（佐藤 登君） 以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、3番佐藤議員の質問を終わります。

通告4番、岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ー登壇ー

通告書に従って、2点、お伺いします。

1点目は、国保世帯の子どもに係る均等割の負担軽減についてですが、収入のない子どもにも負担を強いる均等割は、能力に応じて負担するという税の原則に反するものです。この問題は、以前から全国知事会が子育て支援の観点から国に廃止を要請していたものです。

厚生労働省は、未就学児の均等割について、2022年度から公費で負担する方針を決定しています。均等割を子どもに負担させることの合理性がないことを国が認めたものです。この措置が、今後、早期に小学生、中学生、高校生へと拡大することを期待するものですが、現状では無収入の子どもへの負担は残ります。

遠軽町の国保に加入する世帯の小・中学生は220人、高校生は82人と聞いています。未就学児を含めても、町として負担できない金額ではありません。厳しい家計の子育て世帯を支援するためにも、遠軽町独自で実施できると考えますが、いかがですか。

2点目、小中学生の通院医療費の無料化について。

少子高齢化社会の進行は年々加速しています。

町の将来を担う子どもたちの健全な成長はみんなの願いです。全道的に見ても、現在では小学生から中学生までの入・通院費を負担する自治体が90%を超えています。高校生まで拡充している自治体も50%以上あります。

これだけ多くの自治体が子どもの健康を考えて無料化の事業を実施しているのは、安心して子育てをしてほしいと願うからです。

遠軽町でも子どもの医療費を心配しないで安心して病院にかかれるように、子育て世帯を支援すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩澤議員の1点目、国保世帯の子どもに係る均等割の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

この件につきましては、一昨年に同様の御質問をいただいておりますが、国の方針により、法定外の繰入れは認められていないことから、減免措置により不足が見込まれる財源

を確保することができないことになっております。

参考までに申し上げますと、道内自治体として、子ども均等割の減免を実施している旭川市においても、令和6年度までに段階的に廃止の見込みということであります。

また、2022年度から未就学児を対象に均等割の軽減措置が導入されることにより、未就学児を持つ国保世帯の均等割については、国、道、町が負担することとなり、該当する世帯の負担が軽減されることとなります。

このほかにも、子育て世帯の支援策につきましては、子どもが生まれてから高校卒業するまでの限りある自主財源の中で、広範囲にわたり行政サービスを行っているところでもありますので、この件について、町独自の減免制度を導入する考えはございません。

次に、2点目の、小中学生の通院医療費の無料化についての御質問であります。これも繰り返しになりますが、地域の実情に応じた行政サービスを限られた財源の中で行っており、学校教育などを通してさまざまな子育て支援をしているところでもあります。町といたしましては、通院医療費を無料化する考えはありませんが、中学生までの入院に対する助成を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで、暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 再質問いたします。

先ほど均等割の件で、全国の知事会が国に要請していると言いましたけれども、そのほかに、全国市長会などの地方6団体が、子どもの均等割部分の軽減措置を実施してほしいということで要求していることなのですね。

私も以前から収入のない子どもに頭割りで負担を強いるこの制度、均等割については、やめるべきだというふうに思っているのですが、町長、この件についてはどのようにお考えですか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 知事会にしても市長会にしても町村会にしても、私は町村会ですけれども、様々な要望は上げます。ただ、それはやはり私たちも要望を受ける側でもあるし、要望する側でもあるのですが、やっぱりその時々によってできることとできないこともありますし、だから要望についてどう思われますかと言われれば、要望を上げるのは別によろしいのではないのでしょうか。ただ、なかなかものによっては国のほうも財政的に、一番大きいのはやっぱり財源の話になると思うのですけれども、そういったもので、やっぱり当面実施されないものもあるということも承知しております。

この件については、2022年から未就学児を対象に、これは負担がなくなるのですよね。国と、今度町が逆に負担が出ますので、そういうとも踏まえて、ちょっとなかなか岩澤議員の御要望にはちょっと今お答えできないかなというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） それぞれの町が自分の町の人たちを守るために一生懸命やろうとしている政策だと思うのです。それに対して国がペナルティを科すというのは、やっぱりちょっとこれ、今風に言うと、国の地方自治体に対するパワハラかなというふうにも私などは思うのですけれども、今言われたように、2022年度からは国が5割、都道府県が4分の1、地方自治体が4分の1負担で軽減措置をとるということが方針として決まりました。これは多分、なっていくのだろうと思います。この後、小学生、中学生と拡大していくことを私も本当に早急にやってもらいたいというふうに思うのですが、今、町長、それぞれの自治体でなかなかできないのは財源だと、一番大きいのは。そういうことをおっしゃられたのですが、国保の、遠軽町で言えば、仮に遠軽町の今年の国保の予算で見ると、国保加入者の人数、3,886人のうち、小中高校生302人というのは間違いありませんか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 4月を基準とした場合は、18歳以下のお子さんは302人というところでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） この国保加入者の人数に対する小中高生の302人の数はどのぐらいの割合かというのと、7.8%なのですよね。均等割の課税分、令和3年度の予算書で見ると、1億725万円ぐらいです。この金額の7.8%というのと、およそ840万円ぐらいなのですよね。ということは、これは町としては負担する可能な金額ではないかなというふうに思うのですが、その辺については、そういうことを考えたことはないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 先ほど町長からも答弁ありましたように、こちらは一般財源を持ち出す、繰越しをするということ自体が、財源的にはならないという方針に基づきまして、それはできないということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 持ち出してはならないというお上のお達しなのかもしれないけれども、それに反してやっているところもあるのですよね。子育て支援策の一つとしても、これは大いに有効な政策だと思うし、特に国保世帯というのは、所得の厳しい家庭が多いというふうに思うのです。そういう意味では、今後、ぜひ、今後と言っても、国がどの程度のスピードで先ほどの軽減措置をやるのか、高校生まで進むのか、その辺が分から

ないのですけれども、できるだけ遠軽町の国保世帯のそういう子どもたちの負担を減らすために、ぜひ検討してほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 新年度の予算の御審議をこの後いただくわけでありますが、その中でも多額の基金の繰入れをやって予算編成をしているわけでありまして、繰入れということは、要するに簡単に言ったら貯金の取崩しをしてやっていくわけでありまして、こちら辺については、私の執行方針の中で相当申し述べたところでありまして、やはりこれからうちの町が生き延びていくためには、まだまだいろいろな改革をしていかななくてはなりません。その中で、少しずつでもまだやはり貯金の取崩しを抑制していかなければ、今現在、国保世帯についての子どもたちに対するものも含めて、もっと広い意味の子育て政策もできなくなってしまいます。そういったことも含めながら、毎年の予算編成等の中で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 分かりました。ぜひ今後の中で検討していただければなというふうに思います。

次に、子どもの医療、通院費の問題ですが、先ほど道内では90%を超えていると言いましたけれども、全道の町村の実態はどうかというと、2019年6月1日現在ですけれども、小学生から中学生までの入院、通院にかかる医療費を負担している自治体が134町村中123町村で実施している。全体の92%になっています。高校生の入院、通院は68の町、約51%で、入院だけだと71町村で53%となっています。このような北海道内の状況については把握しておられるでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 今言われました部分につきましては、こちらのほうでも資料を手持ちで持っております。

ちなみに、遠軽町に関しての子どもの入院件数と通院、それに関わる中学生までの医療費の部分のお話がありましたので、そちらについて実績で申し上げますと、平成31年度の実績では、入院が、乳幼児で304件、金額で1,271万8,000円、小学生では21件で121万円、中学生では7件で32万3,000円となっております。通院につきましては、全体で1万261件で、1,391万7,000円ほどとなっております。これは、子どもの数とかにしますと、数は減っているのですが、実際に通院とかに係る費用というのは増えておるのが実績です。150万円ほど増えております。

続きまして、中学生までの医療費についてであります。もし仮にこれを無料化するといかほどになるかというところで試算をした数字がございますので、こちらにつきましては、乳幼児では実績で計算しますと約536万9,000円、小中学生につきましては、厚生労働省が公表している平成29年度の医療費等に基づく数値を基にしまして、令和3

年1月末現在の本町の年齢階層別の人口を乗じて算出した数字におきますと、小学生では893人で2,972万6,000円、中学生につきましては460人で1,163万円、また、既存の乳幼児医療助成分を2,023万1,000円足しますと、総計で6,695万6,000円ほどかかるということの試算が出ております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 今、非常に大きな数字を上げられたのですが、子どもの成長、発達に自治体が責任を持つというのは、これは社会全体で子どもの成長を見ていこうということは、今はもう当たり前になっているのですよね。だからこれだけ多くの自治体が入通院についても町で負担しようということで実施されているわけで、ぜひ、町民の命を守るのはやっぱり自治体の責任だろうというふうに思います。少子高齢化の進行は予想以上に早くて、私もびっくりしたのですが、まちの年齢別人口集計表を見ますと、平成28年と令和2年の12月末日、ついこの間なのですが、5年間の推移を見ましたら、これはゼロ歳児だけなのですけれども、ゼロ歳児だけをちょっと見たら、5年前には151人、令和2年のついこの間の12月末日では86人なのですよね。このゼロ歳から18歳までの間で2桁になったというのは、この5年間だけ見れば初めてなのですよね。そういう意味では、子どもたちの数がこんなにどんどん減っていくという実態を身近に考えれば、やっぱり子育てをもっともっとしっかり支援していかないと、町全体の将来につながっていかないのではないかなというふうな心配をするわけです。

先ほど来、財源のことで、結局は限られた財源でやっているという御答弁がありましたけれども、子どもたちの命を守るということこそ、やっぱり町の運営の基本中の基本ではないかなというふうに考えるのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） おっしゃられることは重々承知しております。ただ、町のほうといたしましても、これにかかわらず、いろいろな幅広い事業を展開しております。予防接種等の助成、それから保健指導、社会教育における支援事業、小中学校、さらには遠軽高校に対する支援事業等しているところでございますので、安心して子育てのできる環境づくりのための事業の一つとして、そういったところにも幅広く取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 子育て支援を幅広くやっていくということなのだけれども、医療費の問題は子育て世帯にとってやっぱり非常に大きな問題になっているのですよね。だから、いろいろなアンケート、町のアンケートでも、私らがやるアンケートの中でも、やっぱり医療費、オホーツク管内では遠軽町とあと二つの町ぐらいですよね。確かに入院はやっています。中学校の入院はどこもみんなやっていますけれども、そういうことで、遠軽町が医療の町として喧伝しているわけですがけれども、遠軽町の子どもたちの医療費を

不安なく親がしっかり子育てできる、そういう環境を保障する一つになると思うのですよね。ぜひ今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。最後です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 通院費につきましては、私、町長に就任してからたしかやらせていただいた話かなというふうに思うのですが、ごめんなさい、入院費はね。それをもっと拡大したらどうだというお話、それが子育て支援だというお話でございしますが、子育て支援については、もう何度も今までも申し上げましたとおり、私は生まれてから高校生までというものの考え方でやっております。子どもが小さいときは、あまり家計負担は少ないわけです。高校ぐらいになるとやっぱり結構お金がかかってきて苦しくなるわけです。そういった面からも、私は、今、高校にほとんど入る時代ですから、そういった意味で、子どもが生まれてから高校生までというスパンで子育て、その中で医療費であろうが何であろうが、家計にとってプラスになればいいわけですから、そういった意味では、高校に相当遠軽町としては支援をさせてもらってもおりますし、やはり入院の医療費とか、そういうところだけにとらわれずに、ぜひ御判断をしていただければありがたいというふうに思っております。

そして、少子化の問題、これははっきり言って自治体のレベルを超えているというか、これは国家としての大命題でありますので、そういったことについては、先ほど前段の質問でも、知事会とか町村会とかありましたけれども、要望の話も、そういったところからもしっかりと要望していただきたいと思いますし、また、我々も、少ない財源でありますけれども、その財源確保をしっかりやって、できる限り要望に応えていければと思います。ふるさと納税というのも頑張りたいと思いますので。

以上でございます。

○14番（岩澤武征君） ありがとうございます。終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

通告5番、阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、大きく2点について質問させていただきます。

1点目は、コロナ感染者への偏見・差別の対応について。

新型コロナウイルスに感染した人や、その家族に対する差別によって、深刻な人権侵害が起きています。どんなに気をつけていても、ウイルスの感染を100%免れることはできず、感染したことへの責任を問うべきではないと思います。

特に地方は感染者が目立ちやすく、差別などを受けやすい傾向にあります。医療従事者が中傷されたり、子どもを保育園に登園させないよう求められたと新聞等の報道もありました。医療従事者以外でも、介護施設、保育所、スーパー、薬局、トラック運送、清掃など、私たちの生活はこれらのさまざまな方々により支えられています。こうした方々や、感染者、濃厚接触者に対して、感染に関する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許され

ません。感染者等に関する差別的な言動の中には、民事上の損害賠償責任を発生するものや、刑事責任が発生するものが存在しますが、一般に周知されることで、これらの行為に対する抑止効果が期待できると考えられます。しかしながら、職場の人間から露骨な嫌がらせ、このまま職場にはいけないのかと、偏見・差別に苦悩している町民が存在していました。

遠軽町として、このような方々への有効な支援策が必要と考えます。町長の見解を伺います。

2点目、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについて。

国は、昨年12月、どうしても残さなければならない手続きを除き、速やかに押印を見直すという考え方の下、約1万5,000の行政手続のうち、99.247%の手続きで押印を廃止できると明らかにしました。

また、存続する相当部分は、印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明されたが、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などを導入されるだろうとの見通しを示されました。さらに、確定申告などの税務手続きにおいても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。

このように、行政手続文書だけではなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。

これらを踏まえ、我が町の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどを判断し、リストの洗い出しをすべきと考えます。

もしくは、既にその準備を進められているのか、取組状況を具体的に伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の1点目、コロナ感染者への偏見、差別の対応についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、注意していても、誰が、いつ、どこで感染するか分からない病気です。新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、感染への不安や恐れから、感染された方々や医療、介護従事者をはじめ、その家族等に対するいわれのない差別や偏見、誹謗中傷などの事例があったと聞き及んでおります。

感染症の個人情報保護は法律等においても規定されているところであり、このような心ない行為は決してあってはならず、許されるものではありません。町では、昨年4月から数回にわたり、広報瓦版やホームページなどにより、こうした差別や偏見、いじめの防止に向けた啓発を強く重点的に繰り返して行っており、引き続き周知を図ってまいります。

また、北海道では、令和2年10月16日に「新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について」知事メッセージを発信し、新北海道スタイルに「正しく理解し、思



いやりのある行動」を追加するとともに、新型コロナウイルス人権相談窓口を設置し、差別的な扱いをされた方への支援に力を注いでおります。

今後におきましても、北海道や法務局など、関係機関と連携し、さらなる啓発に取り組んでまいります。

次に、2点目の、押印廃止の取組状況についての御質問にお答えいたします。

国におきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、押印原則などの制度や慣行の見直しに取り組んでおり、地方公共団体に対しましても、同様の見直しを積極的に取り組むよう要請がされています。

また、昨年12月には、内閣府から、地方公共団体における押印見直しマニュアルが参考として発出され、今般の国の取組についての解説とともに、地方公共団体における作業手順、判断基準などが示されております。

本町におきましても、こういった国の動きを受け、押印のあり方を見直すことにより、行政手続における町民等の負担を軽減し、利便性が図られ、行政サービスの向上につながることから、先般、全庁的な見直しに着手することとしたところであります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） この差別・偏見の問題が起きたのは、皆さん御存じのように、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号の医療関係者からこのことというのは始まったかに思います。

そうした中で、感染者は加害者ではなく、感染症の発生は不祥事ではなく、感染者が責められるべきではないことは周知のとおりなのですが、差別が感染対策の敵であること、感染対策の徹底がゼロリスクを意味するものではないということです。感染した人には早くよくなってほしい、また、励まし、治った人には、本当にお帰りなさいということを伝えるような、差別と闘う方法の一つになると思います。加えて、ネットの差別的な発言や不安をあおる発言に同調しないことも大切かと思えます。

今、町長の答弁では、広報だとか瓦版等ではされている、周知されているということでしたが、本当にこのことというのは、遠軽町はどちらかといいますと管内でも早い段階で感染者が出たことから、本当に多くの方が声を出せずにいたと思います。本当に見える形で、道のそういうあれもありますが、遠軽町の窓口というか、そういう考えというか、相談窓口等を考える考えはありませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えいたします。

従来より人権擁護委員、先日御承認いただきました人権擁護委員による人権相談窓口を年2回開催しております。ただ、昨年につきましては、コロナ禍により中止となっております。今後も人権相談窓口を開設して相談に当たりたいと思いますとともに、保健福祉

課においても相談は受け付けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） そうしますと、昨年あたり、いろいろと聞かれたことというのは、人権擁護委員の方とか、そういう町のほうの窓口にはそういう御相談はあったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 保健福祉課として直接受けた相談はございません。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 本当にこのことというのはなかなか声を出しにくい部分のように伺いました。本当に当事者、直接私が聞いたわけではないですけども、聞くところによると、非常に悩んでいたり、それこそ自分でもどうしていいかわからない状況下まで追い込まれた方もいたように聞いております。

こんな中で、やはりそういう人の声をいち早く聞く、広報だ、瓦版だとは言うのですが、常に常駐しているというか、そういうところ、いつでもどうぞみたいな形の窓口を広報するというか、そういう形は考えていないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 舟木副町長。

○副町長（舟木淳次君） 先ほど相談事例について保健福祉課長のほうから答弁ありましたが、私のほうで、例えば病院とか企業のほうから相談を受けたことがございます。その際に、保健所等を通して対応していただいた経過もございます。ですので、現在も対応については行っているというところでございます。窓口を特に設けなくても、それぞれ関係する所管がございますので、その中で今後も対応していきたいと。また、関係する保健所、道、法務局等とも、何かあった場合には相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

これまでに新型コロナに感染する差別などを禁止する条例を制定したのは、少なくとも全国で2020年12月時点で、京都府、それから茨城県、長野県、愛知県、埼玉県深谷市、宮城県栗原市、福島県白河市、島根県的美郷町、群馬県の嬭恋村など、少なくとも26の自治体、全国的にはちょっと少ないのですが、新型コロナに関する防止を盛り込んだ条例を制定しています。さらに今後、複数の自治体が制定を予定しているなど、第3波を迎えてもなお中傷やデマは後を絶たず、国も実態把握を進めております。

そこで、大阪府の河内長野市議会で、昨年、コロナ感染者からの人権を守るため、市や市内の企業、市民に必要な対応を求めることが柱で、条例では市の責務として、誹謗中傷を受けた感染患者からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援に努めなければならないと

明記、感染者からの人権擁護に向けた必要な施策や新型コロナウイルスの感染者や家族、医療従事者への差別や偏見防止を目的とした条例案が全会一致で可決されました。即日施行されたと聞いております。

声を上げにくい町民に対して、遠軽町として条例等を考える考えはありませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 最後の声を上げにくい町民という意味がちょっと分からなかったのですが、今、副町長からも去年の一つの例の経過の話もありましたが、我々も相当な経験を踏んでまいりました。ただ、細かくは言えません、特定されたりする恐れもあるので。そういった経験も踏まえた中で、私の考えは、条例もないよりはあったほうがいいのかもしいけれども、それで本当にすごい抑止効果があるのかというふうには、ちょっと私は考えられないし、今までの経験から踏まえても、対応してきたわけでありますので、条例がなくても、そういったことをまたいろいろ啓蒙活動とかは、なくてもこれはやりますから、そういったもので対応できるのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 条例がなくても対応可能であるという町長の御答弁でありましたが、確かに今までやっていたので、この問題はないのかなと思いますけれども、声を上げにくいというか、意外と自分から進んでなかなか言えない状況下というふうに私は認識していますが、この件はこれで結構です。

2件目の押印の件なのですけれども、今現在、進められているということでしたら、行政手続、遠軽町としては、押印を廃止できる文書の数等は明らかになっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 押印廃止についての作業の状況でございますけれども、先般、全庁的な見直しに着手することとしたところでございます。近日中に全庁舎、各職場に対して照会をかけ、押印手続きのリストアップなどを行っていく作業をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） これからリストアップしていくということですので、この押印廃止と書面主義の見直しについては、国の動きを敏感に察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて、町民のリーダーシップのもと、早急な洗い出しと対応を期待したいと思います。

最後に町長に一言お願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 押印については、私の最初の御答弁、そして総務課長が話したとおりで、既に、まだ全体像は見えませんが、着手しておりますので、それを進めていこうかなというふうに思っています。

以上です。

○9番（阿部君枝君） 結構です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

3月6日から3月7日までの2日間は休日のため、3月8日から11日までの4日間は予算審査等のため、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から11日までの6日間は、休会することに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀  
署 名 議 員 一 番 精 新  
署 名 議 員 佐 藤 昇